

令和5年度県産品海外販売支援事業（スイス） 参加規程

県では、経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中、国民一人当たりのGDP（2021）がヨーロッパで第4位のスイスにおいて、商品開発コンサルティングを行うとともに、販売イベントの実施により現地消費者の反応を調査・フィードバックすることでマーケットイン型の商品開発を支援します。

1 参加者の資格

- (1) 県内に本社又は事業所がある企業及び団体等（以下「企業等」という。）で、かつ、海外市場に積極的に展開する意欲があり、県が事業効果を把握するために実施する各種調査等に協力できる企業等であること。
- (2) 「いばらきグローバルビジネス推進協議会（2019年5月設立、事務局：県）」の会員又は会員になることが可能な企業等であること。

2 当事業の対象商品

企業等が自社製品として製造・販売している加工食品、飲料、酒類等で原則として賞味期限が6か月以上（1年以上が望ましい）あり、スイスへの輸出が可能であるもの（以下「対象商品」という）。

※肉・魚・乳・卵・蜂蜜等、動物性原料を含むものなどは事前に輸出の可否をご確認ください。

3 事業実施期間（予定）

2023年6月から2024年3月頃まで

4 事業受託企業

当該事業の運営は、県から事業を受託した企業が実施します。

5 参加の申込

別紙「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、県営業戦略部グローバルビジネス支援チームにお申し込みください。

6 募集数

最大30商品程度

7 事業の流れ

参加規程を満たす申込事業者（商品）は、ジェトロ茨城が開催する現地バイヤー招へい商談会に参加いただきます（※スイスの輸入規制／バイヤーの都合等により商談を実施できない可能性があります）。

バイヤー招へい商談会を経て、当該バイヤーの運営する現地小売店において実施する試験販売イベントに出品する商品を選定し、イベントでの販売結果等をフィードバックします。

8 参加申込後のキャンセル

参加申込後、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、書面をもって所定の手続きを行ってください。なお、この場合、参加のキャンセルにより当該参加者に生ずる損害について、県は一切責任を負いません。

9 費用負担

事業開始時点で想定される費用及びその負担区分は下記のとおりです。

<県が負担する経費>

- (1) 現地での売り込み、バイヤー等との商談機会の提供等に係る費用（スタッフ人件費、会場費等）
- (2) 県が指定する相談先による輸出手続き等に関するコンサルティング費用
※商談に際して必要となる書類の作成代行、当事業により商談を開始した後の各種仲介用務など、参加者が取り組む個別商談のコンサルティングは対象外となります。

<参加者が負担する経費>

上記(1)～(2)以外の次のような経費は、参加者の負担となります。

- (1) サンプル商品代金
- (2) サンプル商品の国内指定場所への輸送費用
- (3) サンプル輸出の輸出に係る各種証明書発行の手数料等
- (4) その他必要な経費

10 県及び事業受託企業等への積極的な協力

事業実施に必要な県、事業受託企業及びジェトロ茨城からの対応依頼（サンプル輸送対応、成約商品の納品対応等）には、積極的にご協力ください。適切に対応いただけない場合、当該参加規程に違反したものとみなす場合がございます。

なお、マーケットインによる事業を進めるため、可能な限り、市場ニーズに応じたパッケージ等の改良など、柔軟な対応をお願いいたします。

11 当該事業の実施見合わせ等

県、参加事業者及び関連事業者の責に帰すことのできない事由によって、当該事業の全部又は一部が中止・中断された場合、これによって参加事業者に生じた損害について、県は一切責任を負いません。

12 違反による参加の取りやめ

参加事業者が当該参加規定に違反した場合、県は、当該参加事業者の参加を取りやめることができるものとします。この場合、県内事業者に生じた損害について、県は一切責任を負いません。

13 個人情報保護法

県等に提出いただいた参加事業者の情報は適切に管理し、当該事業のために活用します。

なお、事業受託企業及びジェトロ茨城等には当該事業の範囲内でいただいた情報を提供する場合がございますため、予めご了承ください。

また、当該事業により支援する参加事業者及び対象商品の情報や各種写真等については、県議会や報道機関等に適宜公表しますので、予めご了承ください。

14 知的財産権保護

対象商品の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、県は一切責任を負いません。参加事業者は、必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

15 商談トラブル

県、参加事業者及び関連事業者の責に帰すことのできない事由による当該事業の実施期間中及び終了後の商談等に係るトラブルについて、県は一切責任を負いません。

16 アンケート等

当該事業の成果把握等のため、県が実施するアンケートにご回答いただきます。

また、当該事業の終了後、定期的に、継続商談の状況等について、アンケートや電話等により聞き取りする際、ご協力いただきます。

17 規格外事項

本規程に定めのない事項が発生した場合は、県、参加事業者及び関連事業者が協議の上、その対策を決定するものとします。